

老発1222第2号
令和7年12月22日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)

令和7年度介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について

標記については、今般、別紙1「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」、別紙2「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」及び別紙3「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）実施要綱」を定め、令和7年12月16日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。

令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

介護サービスは、要介護・要支援の高齢者やその家族にとって住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものであり、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することが必要である。

このため、介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所等の規模等を踏まえ、

- ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
- ・ 大規模災害の発生時には、介護事業所等への避難も想定されることから、介護事業所等について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品

などの購入費用等に対する補助を行うことで、介護サービスの継続を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別添1のとおり。

(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用（1）の一部を補助する事業。

(例)

1 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所

ア 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費

イ ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッヂ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費

入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所

ウ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要となる経費

エ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

（2）災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用（2）の一部を補助する事業。

（例）

2 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所

ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費

イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費

ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費

エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費

オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

4 経費負担

（1）本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助（補助率：国 3/4、都道府県 1/4）を行うものとする。

（2）介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

5 留意事項

（1）助成の申請手続

経費の助成を受けようとする介護事業所等の事業者は、当該事業所等の所在地の都道府県知事に対してその旨の申請を行う。

複数の介護事業所等を有する事業者については、同一の都道府県に所在する介護事業所等について、一括して申請することができる。

(2) 都道府県の事務

都道府県知事は、事業者からの申請に基づき、助成の対象となる介護事業所等であるかの確認を行い、助成額を決定する。

(3) その他

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課と協議の上、決定する。

令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

介護施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供しなければならないこととされており、24時間365日の入所者の生活及び生命維持の基幹となつてゐるとともに、療養やリハビリにおいて栄養管理が必須となつてゐる。昨今の物価上昇などを受け、米をはじめとする食料費について、なおも価格の動きが急激であり、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある。

このため、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費に対する支援を行うことを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対する支援を行う。

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別添2のとおり。

4 経費負担

- (1) 本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助（補助率：国 10/10）を行うものとする。
- (2) 介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

5 留意事項

(1) 助成の申請手続

経費の助成を受けようとする介護施設等の事業者は、当該事業所等の所在地の都道府県知事に対してその旨の申請を行う。

複数の介護施設等を有する事業者については、同一の都道府県に所在する介護施設等について、一括して申請することができる。

(2) 都道府県の事務

都道府県知事は、介護施設等からの申請に基づき、助成の対象となる介護施設等であるかの確認を行い、助成額を決定する。

(3) その他

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局高齢者支援課と協議の上、決定する。

（別紙3）

令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）実施要綱

1 目的

国民のいのちと暮らしを守り、安心して介護サービスを受けられる体制を整備するため、介護事業所・施設が物価上昇の影響がある中でも、必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を行うこととしている。

本事業では、都道府県が、物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続することができるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する支援を行うために必要な経費を補助することにより、介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の円滑な運営に資することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な事務経費について支援を行う。

助成対象、助成額及び対象経費等の詳細は、別添3のとおり。

4 経費負担

本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 留意事項

本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課及び高齢者支援課と協議の上、決定する。

別添1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

助成対象事業所・施設		(1) 介護サービスを円滑に継続するための対応	(2) 災害備蓄等への対応
事業所・施設等の種別（1）		気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した事業所・施設等	
1	集合住宅併設型（同一建物減算の算定がある事業所）	200	/事業所
2	訪問介護事業所 上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数200回以下	300	/事業所
3	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400	/事業所
4	上記以外であって、1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500	/事業所
5	訪問入浴介護事業所	200	/事業所
6	訪問看護事業所	200	/事業所
7	訪問リハビリテーション事業所	200	/事業所
8	1月あたり延べ利用者数300人以下	200	/事業所
9	通所介護事業所 1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300	/事業所
10	1月あたり延べ利用者数601人以上	400	/事業所
11	通所リハビリテーション事業所	200	/事業所
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	200	/事業所
13	福祉用具貸与事業所	200	/事業所
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	200	/事業所
15	夜間対応型訪問介護事業所	200	/事業所
16	地域密着型通所介護事業所	200	/事業所
17	認知症対応型通所介護事業所	200	/事業所
18	小規模多機能型居宅介護事業所	200	/事業所
19	認知症対応型共同生活介護事業所	200	/事業所
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）	200	/事業所
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所	200	/事業所
22	居宅介護支援事業所	200	/事業所
23	介護老人福祉施設	6	/定員
24	介護老人保健施設	6	/定員
25	介護医療院	6	/定員
26	地域密着型介護老人福祉施設	6	/定員
27	短期入所生活介護事業所	6	/定員
28	養護老人ホーム	6	/定員
29	軽費老人ホーム	6	/定員
対象経費の例（2）		<p>【訪問系サービス事業所・通所系サービス事業所】 ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウォッuchi、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッフレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>【入所施設・通所系サービス事業所・居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所】 ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>	
助成額		<p>・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・基準単価を超えない範囲で、1事業所・施設に(1)と(2)の両方を助成することができる。 ・1事業所・施設当たり1回まで助成することができる。</p>	

1 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均により判断すること。

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。

各介護予防サービスは助成対象に含まない。

介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は助成対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

2 対象経費として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が個々の事情を勘案し、本補助金の目的に則した支出であれば、幅広く対象として差し支えない。

別添2 介護施設等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

助成対象事業所・施設 事業所・施設等の種別（1）		介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等	
1 介護老人福祉施設		18	/定員
2 介護老人保健施設		18	/定員
3 介護医療院		18	/定員
4 地域密着型介護老人福祉施設		18	/定員
5 短期入所生活介護		18	/定員
6 養護老人ホーム		18	/定員
7 軽費老人ホーム		18	/定員
対象経費	食材料費等		
助成額	・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1施設当たり1回まで助成することができる。		

1 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。

介護施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。

別添3 介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）

基準額（単位：千円、1都道府県当たり）

介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援実施事業	
厚生労働大臣が必要と認める額	
対象経費	別紙1の3(1)及び(2)並びに別紙2の3の事業実施を行うために要する経費 *他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象とはしない。
助成額	算定方法は以下のとおりとする。 ・基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。